

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構加速器研究施設  
応用超伝導加速器イノベーションコンソーシアム規約

令和6年2月1日制定

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、「応用超伝導加速器イノベーションコンソーシアム」  
(以下「コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)加速器研究施設の主導の下、超伝導加速器の技術やシーズを機軸とした産業応用について、産業界と連携して検討し、加速器技術の社会実装を進めるためのテーマの発掘、発展を図る。

(活動)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 超伝導加速器を初めとする加速器の広範な産業応用に関する調査研究の実施
- (2) 産学官のニーズ、シーズの発掘と組合せ、共同開発に向けての立案、企画等の検討
- (3) 技術情報を共有するための情報交換会、セミナー等の開催
- (4) その他、加速器人材の育成検討等、加速器技術推進に必要な諸活動

(期間)

第4条 令和6年4月からの5年間を活動期間とする。当該期間の最終年度末までに、活動期間と活動内容の更新について決定するものとする。

(会員)

第5条 コンソーシアムの目的及び事業に賛同し加盟する以下を会員とする。

- (1) 機構の職員
- (2) 企業法人
- (3) 大学、公的研究機関
- (4) その他次条に規定する主査が認めた法人、個人 第2号、第3号、第4号の会員は代表者を設定する。

(主査等)

第6条 コンソーシアムには、主査及び副主査を置く。

2 主査は、前条第1号に規定する会員のうちから加速器研究施設長が指名し、副主査は会員のうちから主査が指名する。

3 主査は、コンソーシアムを代表し、コンソーシアムの会務を総理する。

4 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときまたは欠けたときは副主査がその職務を行う。

(特典)

第7条 会員の特典は、以下のとおりとする。

(1) 会員懇談会及び、応用超伝導加速器イノベーションセンターが主催する各種講演会、セミナー等のイベントへの参加ができる。

(2) 前号において、第5条第2号、第3号、及び第4号における会員は、代表者またはその代理人の参加及び同伴者の参加ができる。

(3) 事務局が提供する情報の配布、機構が主催するセミナーや講演会等の開催情報を、定期的に受けることができる。

(4) 新たな連携構築に向けたワーキンググループや分科会の設立、競争的資金応募及びインターンシップ等々の提案ができるとともに、これらの遂行、庶務において事務局からの支援を受けることができる。

(5) 技術相談を受けることができる。ただしコンソーシアムの趣旨、目的に限定したものに限る。

(加盟)

第8条 第5条第2号、第3号及び第4号に掲げる会員がコンソーシアムに加盟する場合は、本規約に同意の上、所定の申込書を機構に提出し、承認を受けなければならない。

(脱退)

第9条 第5条第2号、第3号及び第4号に掲げる会員が脱退する場合は、脱退しようとする月末の30日前までに所定の届を事務局に提出のうえ、当該月をもって脱退することとする。

2 脱退した会員は、第12条第1項、及び第2項に規定する秘密保持義務については脱退後も遵守しなければならない。

(除名)

第10条 主査は会員の言動等がコンソーシアムの活動に支障をきたすものと判断した場合、当該会員を除名することができる。ただし、除名の決定にあたっては、当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

2 除名の効力は直ちに発生する。除名された会員は、第12条第1項及び第2項に規定する秘密保持義務については除名後も遵守しなければならない。

(参加料)

第 11 条 コンソーシアムに加盟しようとする会員は、一事業年度の参加料として次の参加料（消費税を除く）を事前に支払うものとし、参加料はコンソーシアムの運営に充てる。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 機構に属する会員     | 無料      |
| (2) 企業法人の会員      | 10 万円／年 |
| (3) 大学、公的研究機関の会員 | 無料      |
| (4) その他主査が認めた会員  | 無料      |

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中から参加する場合、参加料は 9 月 30 日までに参加する場合は参加料の全額、10 月 1 日以降に参加する場合はその半額とする。

3 納入された参加料は、理由の如何にかかわらず返還しないものとする。

(情報交換等)

第 12 条 コンソーシアムの活動において、会員は活動に関わる情報、資料等を相互に提供又は開示するものとする。ただし、秘密保持契約等により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

2 コンソーシアムの活動において、秘密の保持が必要と判断する場合には、秘密保持契約等により新たに秘密保持義務を設定することができる。

(知的財産権)

第 13 条 コンソーシアムの活動に関連して生じた知的財産の取扱いについては、当事者間の協議を原則とし、機構が関与する知的財産の取扱いについては、本規約とは別に定める高エネルギー加速器研究機構の知的財産ポリシー（平成 17 年 3 月 29 日制定）によるものとする。

(法令等の遵守)

第 14 条 コンソーシアムのいかなる活動においても、機構の諸規程及び関係する法令を遵守しなければならない。

(安全管理)

第 15 条 コンソーシアムの活動において、会員は自らの安全の確保、安全管理に努めなければならない。

(免責)

第 16 条 コンソーシアムの活動は、すべて会員の自己の責任において遂行されるものとし、コンソーシアムの活動に伴ういかなる事故、物損などの損害についても、コンソーシアムは一切の責任を負わないものとする。

(事務局)

第 17 条 事務局は機構の応用超伝導加速器イノベーションセンターに置く。

(雑則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。